

平成26年5月20日
(公財) 全国高等学校体育連盟

各加盟校の校長先生方へ

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。この度、「体罰根絶全国共通ルール」を制定するに当たり、本ルールの趣旨を関係者の皆様にご理解いただくために、下記のQ&Aを作成いたしました。

本ルール制定を期に、運動部活動にかかる体罰を何としても根絶させたいという本連盟の真意を何とぞお汲み取りいただき、各加盟校の校長先生方には特段のご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1 そもそも、この「体罰根絶全国共通ルール」の趣旨は何か。

教育現場、とりわけ運動部活動にかかる体罰に対しては、社会全体からの厳しい目が向けられています。また、関係する様々な機関で、体罰根絶の取組がなされている中で、高体連としての取組姿勢が問われています。

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第6条（指導者のあり方）及び第7条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定するものです。これを全ての指導者は言うに及ばず、生徒、保護者、そして社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかる体罰の発生を未然に防止することに大きなねらいがあります。

2 「本ルールにおける体罰とは、平成25年5月文部科学省の運動部活動での指導のガイドラインにある体罰等の許されない指導と考えられるものの例について、適用の対象とする。」とありますが、体罰にも様々な態様や程度、背景があり、一律に高体連主催大会への1年間出場停止は、関係者にとってなかなか理解が難しいと考えますが。

本ルールの趣旨は体罰を根絶することであり、体罰の発生を何としても防止する意味から、基本的には体罰の程度は問わないという考え方に基づくものです。これだけ体罰が社会問題化している状況で、事前に全国高体連の体罰根絶への取組や本ルールを知っていた指導者が体罰を行った場合は、指導者にとって厳しいルールが適用されてもやむを得ないという考え方です。

ただ、当該体罰が非常に軽微であり、やむを得ない事情が認められる場合は、個別に対応することもあり得ると考え、「原則として」という文言を入れました。

3 運動部員間における暴力行為等は、高体連としては問題にしないのですか。

上記の件については、基本的に各学校の生徒指導の内容にかかることであり、本ル

ールにおいては、適用対象外としましたが、非常に重大な事案の場合は、本連盟「指導規定」による指導の対象とすることも考慮に入れています。

いずれにしても、スポーツと暴力行為等は相容れないものであるという基本的な考え方方に立ち、各加盟校の校長先生方には、教育的な配慮のもと、厳正な指導をお願い申し上げます。

4 本ルールを適用するに当たり、校長間の判断のばらつき、公立学校と私立学校間の判断のばらつき、校長の負担等について、どう対処していくのですか。

本ルールが適正に運用されるためには、所属職員を指導監督する立場におられる各加盟校の校長先生方の判断や対応が大変重要であると考えています。繰り返しになりますが、本ルール制定の趣旨は体罰を根絶することであり、体罰の発生を防止する意味から、基本的には体罰の程度は問わないという考え方に基づくものです。万が一体罰が発生した場合には、校長先生方の毅然とした対応をお願い申し上げます。どうしても判断に迷う場合は、各都道府県高体連を通して全国高体連にご相談ください。

5 校長が都道府県高体連に報告する際、「該当指導者本人の了解を得た上で」とあるが、どうしても本人が了解しない場合、どう対応したらよいのですか。

本ルールが適正に運用される前提として、如何に本ルールの趣旨、内容、運用等について、事前に全ての運動部活動の指導者に周知徹底できるかにあると考えています。「体罰の程度にかかわらず、体罰を行った指導者は、高体連にも報告がなされ、1年間、高体連主催大会には出場できない。」ということを折に触れて周知徹底していく必要があると考えています。高体連としても、各競技専門部が行う総会、登録手続き、大会参加申込、組み合わせ抽選会、監督者会議等のあらゆる機会をとらえて、本ルールの趣旨を徹底してまいります。各加盟校の校長先生方におかれましても、校内において、外部指導員を含む全ての運動部活動指導者に対する事前のご指導をよろしくお願い申し上げます。

その上で、体罰を行った該当指導者が、高体連への報告について了解しない場合は、都道府県高体連を通じて全国高体連事務局担当者にご相談ください。

また、実際に該当校の校長先生から各都道府県高体連にご報告があった場合、その報告内容については第三者に漏れることがないよう、守秘義務について徹底してまいります。

6 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分が確定するまでの期間の対応について、校長による判断のばらつきが懸念されますか。

各教育委員会又は各学校の指導措置・処分が決まるまでの期間の対応については、体罰の程度、該当生徒及び保護者の状況、当該部活動の状況等を踏まえ、最終的には、該当校の校長先生の権限と責任において判断されるものであると考えます。個々の事案の状況によって、その対応の仕方が異なるので、ある程度のばらつきが生じることは、いたし方ない面もあると考えます。

現実的には、該当校の校長先生が体罰を確認し、指導者本人も認めていれば、正式な指導措置・処分が出るまでは、校長先生のご判断で当該指導者を部活動の顧問からはず

す等の校内措置は可能であると考えます。

個々の事情で、校長先生が判断に迷う場合は、高体連としては関係する機関と連携しながら、校長先生からのご相談に対し、助言が必要な場合もあると考えます。

7 全国共通ルールを適用された指導者は、通常の練習の指導や練習試合への参加、大会当日の応援や引率等はできますか。

本ルールは、高体連主催大会への出場及び高体連の役職について定めたものであり、通常の練習の指導や練習試合への参加、大会当日の応援や引率等の判断については、該当校の校長先生に権限と責任があると考えます。なお、重大な事案や校長先生が判断に迷う場合、高体連としては関係する機関と連携しながら、校長先生からのご相談に対し、助言が必要な場合もあると考えます。

8 全国共通ルールを適用された指導者は、都道府県の予選大会にも出場できませんか。

全国共通ルールの趣旨から、高体連主催の都道府県予選大会にも出場できません。

9 全国共通ルールを適用するに当たり、教育委員会の処分・措置等との関係を考慮する必要はないですか。

教育委員会が行う処分・措置は、地方公務員法や各都道府県の条例・規則に基づいて行われる懲戒行為です。一方、大会参加にかかる問題は高体連の所掌事項であり、別のものであると考えます。いわば、高体連が指導者の大会参加資格に、1つの条件を新たに加えたという考え方であり、教育委員会が行う処分・措置の軽重によって、本ルールを適用するか否かを判断するということではありません。なお、全国高体連としては、各都道府県教育委員会教育長宛の協力依頼文（案）を作成し、本ルールについてご理解とご協力を要請してまいります。

10 「本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から2週間以内に、（公財）全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てができる。」とありますが、どのような場合に不服申立てができるのですか。

該当校の校長先生が都道府県高体連に報告した体罰の事実関係について、不服を申し立てることができます。ただし、本ルールそのものに関する不服申し立てはできません。

11 本ルール制定に関する現在までの経緯について教えてください。

平成25年11月に、本連盟基本問題検討委員会の中に「体罰検討特別委員会」を立ち上げ、体罰根絶全国共通ルールの素案作成を行いました。その後の経緯については下記の通りです。

- ・平成25年11月5日～15日 体罰検討特別委員会で素案作成
- ・11月12日 全体会議で趣旨説明
- ・11月20日 臨時基本問題検討委員会で検討・協議
- ・11月21日～29日 素案の再検討、関係機関との調整
- ・12月6日 第2回理事会で趣旨説明及び意見聴取

- ・12月8日～平成26年2月 高体連各組織に周知・意見聴取、関係機関との調整
- ・2月25日 臨時・基本問題検討委員会で検討・協議
- ・3月15日 第3回理事会で検討・協議（方向性の確認）
- ・5月8日 第1回基本問題検討委員会で理事会提出案の確定
- ・5月20日 第1回理事会で組織決定
- ・5月21日 各関係機関への通知
- ・5月22日 プレスリリース
- ・7月1日 本ルール施行適用の基準日

今後、本ルールを運用していく中で、課題等が生じた場合は、ルールの運用面について、柔軟かつ適正に見直してまいります。